



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*1 南紀白浜空港条例の一部を改正する条例 (港湾空港振興課) 1

公布された条例のあらまし

◇ 南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

1 条例概要

南紀白浜空港の管理を指定管理者に行わせることができるようにするとともに、その運営等を民間事業者を実施させることができるようにしました。(第20条～第35条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 9 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第1号

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

南紀白浜空港条例(昭和43年和歌山県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第21条を第35条とし、第20条を第34条とし、第19条の次に次の14条を加える。

(指定管理者)

第20条 空港の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第21条 指定管理者は、空港の管理に関し知事のみ権限に属する事務を除く業務の一部又は全部を行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第22条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第23条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、空港の公正な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、空港の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第24条 知事は、空港の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(利用料金等)

第25条 空港を利用しようとする者は、当該空港の管理を指定管理者が行っている場合には、当該指定管理者に当該空港（当該指定管理者が管理する部分に限る。）の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を規則で定めるところにより納めなければならない。この場合において、第16条、第18条及び第32条第1項の規定は、適用しない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。
- 3 利用料金の額は、知事が第20条の規定による指定をせず、かつ、第27条の規定による設定をしない場合における第16条、第18条及び附則第2項から第6項までの規定により納付すべき着陸料等及び使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を返還することができる。
- 5 指定管理者は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第26条 指定管理者は、空港が保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第21条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(公共施設等運営権の設定)

第27条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第16条の規定により、選定事業者（同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。第30条及び第31条において同じ。）に空港の運営等（同法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。次条及び第29条において同じ。）を設定することができる。

(実施方針の策定)

第28条 知事は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、空

港の公正な利用を確保し、及びその効用を最大限に発揮させるとともに、その運営等に係る経費の縮減を図ることを基本として、実施方針を定めるものとする。

（運営権者の業務）

第29条 空港の運営等に係る公共施設等運営権を有する者（第32条及び第33条第1項において「運営権者」という。）は、空港の運営等に関し知事のみの特権に属する事務を除く業務の一部又は全部を行うものとする。

（選定事業者の選定の申請）

第30条 空港の運営等に係る選定事業者の選定を受けようとする民間事業者は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

（選定事業者の選定）

第31条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な空港の運営等を実施することができる民間事業者を選定するものとする。

- (1) 空港の運営等に関する計画書の内容が、空港の公正な利用を確保することができるものであること。
- (2) 空港の運営等に関する計画書の内容が、空港の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その運営等に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 選定を受けようとする民間事業者が、空港の運営等に関する計画書に沿った運営等を安定して行う能力を有するものであること。

（利用料金等）

第32条 空港を利用する者は、当該空港の運営等を運営権者が実施している場合には、当該運営権者に当該空港（当該運営権者が運営等を実施する部分に限る。）の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を規則で定めるところにより支払わなければならない。この場合において、第16条、第18条及び第25条第1項の規定は、適用しない。

- 2 運営権者は、利用料金の一部又は全部を免除し、又は返還することができる。

（秘密保持義務）

第33条 運営権者は、空港が保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第29条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。